

横浜市立並木中央小学校いじめ防止基本方針

【はじめに】

「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が平成 25 年 9 月 28 日に施行（H28.5.20 改正）され、10 月 11 日に「国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が策定された。

これに基づき、横浜市では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「横浜市いじめ防止基本方針」（以下「横浜市基本方針」という。）を策定した。

平成 26 年 2 月 13 日策定（令和 6 年 3 月 18 日改定）

1 いじめ防止に向けた並木中央小学校の考え方

「子どもにとって」を全てに、の精神をもとに、
学校教育目標 ◎心の内側からわき起こる確かな自信を培います。

◎豊かなコミュニケーション力を育てます。

を具現化していく。

（1） いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2） いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭によって構成。必要に応じてスクールカウンセラー、SSW、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

等

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組や指導内容のプログラムなどを策定する。

- ・児童の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するための早期発見の取組

を行う。

- ・朝、門から児童が入ったときから、全職員で見守り、児童の様子（変化）を見たり、声をかけたりする。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、児童と担任との面談の実施

5月「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式）

11月「校内生活に関するアンケート」実施（記名式）

12月「いじめ解決一斉キャンペーンアンケート」実施（無記名式）

YPアセスメント実施（6月、1月）

- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携
- ・教育委員会への報告

（3） いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを踏まえ、いじめを認知したときの対処について次のことを徹底する。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援（加害児童の学びも保証）
- ・解決の着地点の見極め（被害・加害双方）
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

（4） いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（5） 教職員等への研修

教職員等へ児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を実施する。

（6） 学校運営協議会等への活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

取組内容		
月	児童・学校	保護者・地域
4月	・年間計画と重点指導内容等の確認 ・児童理解研修（いじめの定義）引き継ぎ	・入学式 ・学年、学級懇談会
5月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）	・個人面談① ・学校説明会
6月	・YP アセスメント実施① 支援検討会 ・国際平和スピーチコンテスト	・学校運営協議会 ・土曜参観
7月	・横浜子ども会議（中学校ブロック）	・学年、学級懇談会 ・学家地連懇談会（並木中） ・富岡東中タウンミーティング
8月	・児童支援専任教諭夏季研修会（危機管理演習）に基づく校内研修 ・横浜子ども会議（区） ・小中ブロック合同研修会	
9月		・個人面談②
10月	・携帯安全教室	・学校運営協議会
11月	・校内生活アンケート実施 ・地域別意見交換会（専任）	・非行被害防止サミット参加
12月	・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名アンケート・教育相談） ・人権週間	・学校運営協議会 ・個人面談③
1月	・YP アセスメント実施② 支援検討会	・学年、学級懇談会
2月	・年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し	・入学説明会
3月	・新年度への引き継ぎ（幼稚園・保育園、中学校）	・学校運営協議会
年間	・スクールカウンセラー、SSWによる相談 ・横浜プログラムの実施	・見守り会、PTAによる登下校見守り

学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）いじめの認知・支援方針の決定

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑

いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【心的身体的物的事案】法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【長期間に渡る事案】法第28条第1項第2号の「相当の期間」

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。